



釧路市一般廃棄物処理基本計画 【概要版】

計画期間:令和3年度～令和12年度

【目次】

- ごみ処理部門 P 1～P 4
- 生活排水処理部門 P 5



釧路市一般廃棄物処理基本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき市町村が定める計画であり、ごみの減量やリサイクルの推進及びごみの処理などに関する基本的な政策を定めるものです。

なお、本計画は、ごみ処理の基本計画を定めたごみ処理部門と生活排水処理の基本計画を定めた生活排水処理部門で構成しました。

環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指して

【ごみ処理部門】

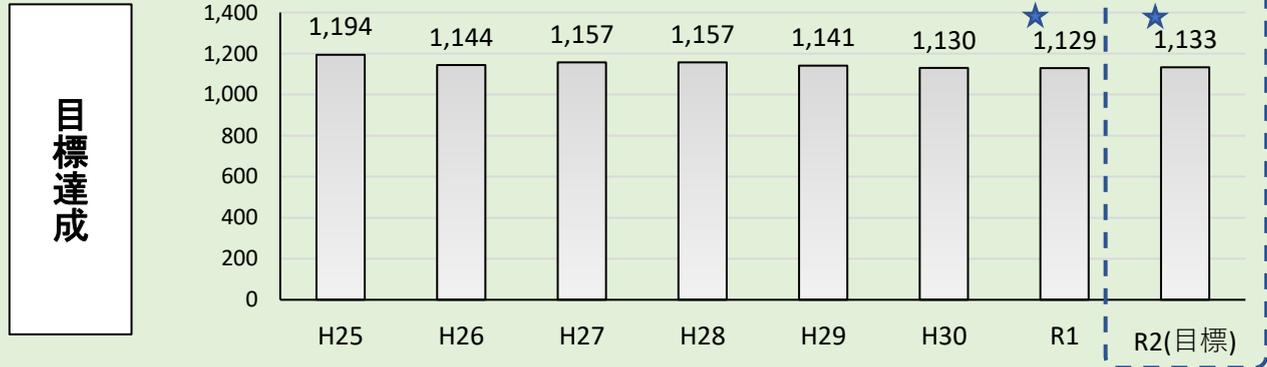
1. 釧路市のごみの現状

前計画の数値目標達成状況

①1人1日あたりのごみ排出量【目標達成】

目標数値（令和2年度）1,133 g → 実績数値（令和元年度）1,129 g

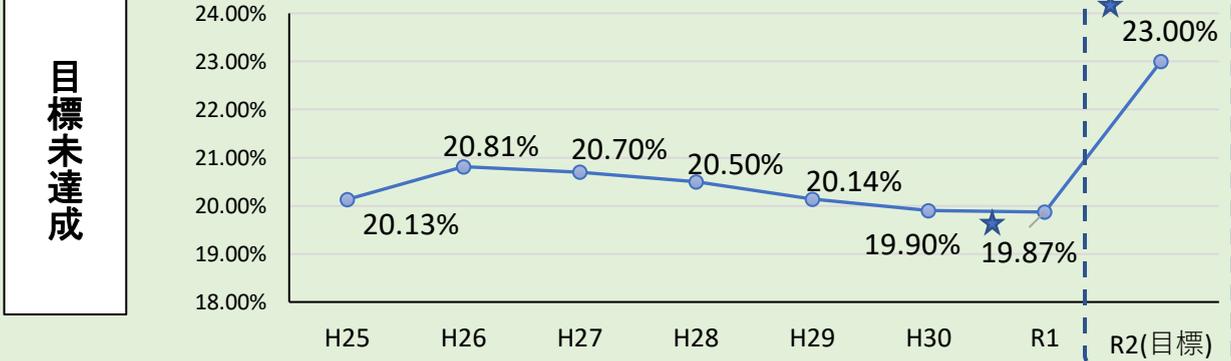
単位：g/人・日



②リサイクル率【目標未達成】

目標数値（令和2年度）23.00% → 実績数値（令和元年度）19.87%

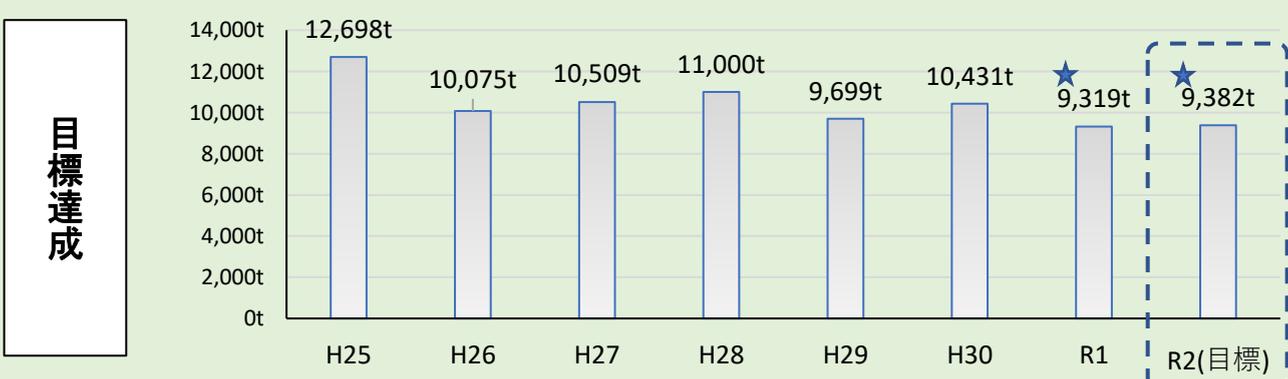
単位：%



③ごみの最終処分量【目標達成】

目標数値（令和2年度）9,382 t → 実績数値（令和元年度）9,319 t

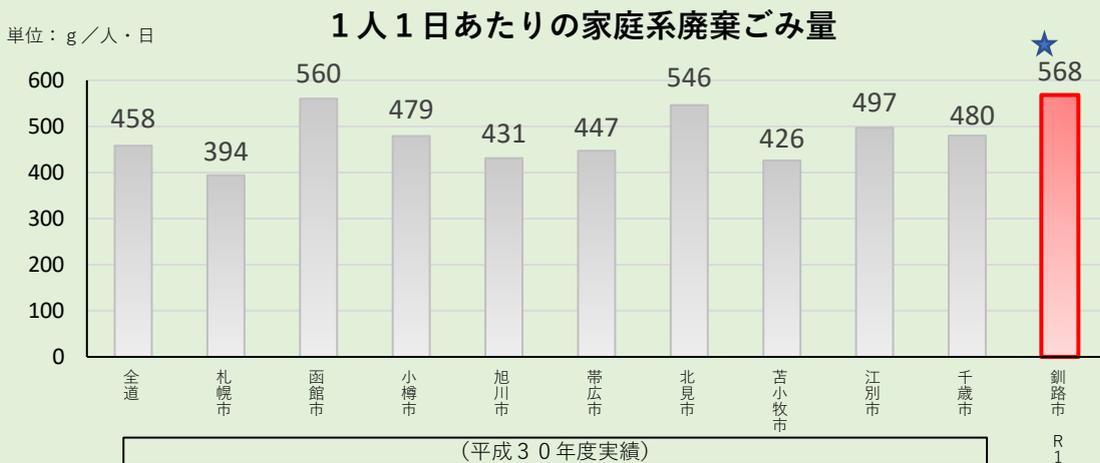
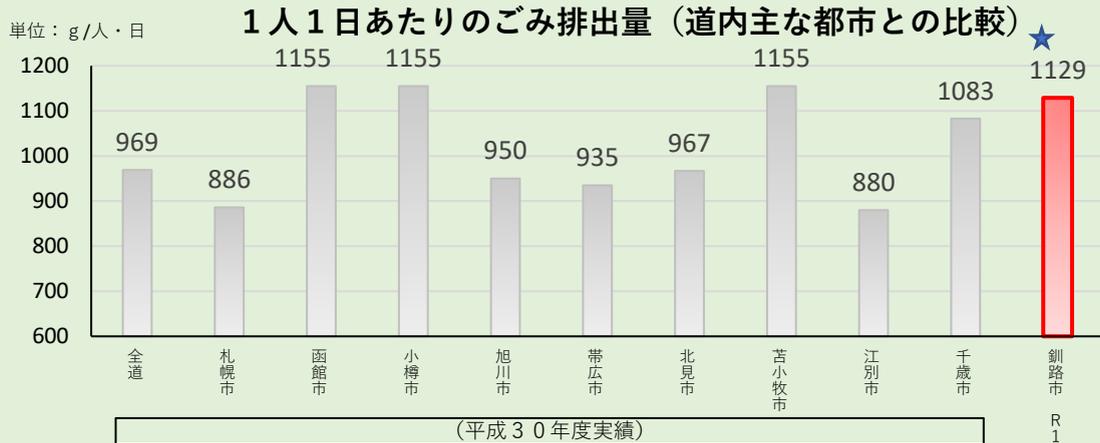
単位：t



市民のみなさまのご協力により、前回計画の3つの数値目標のうち2つは目標を達成することができました。しかし、釧路市は道内主要都市と比較しても依然としてごみの排出量が多いことから更なる減量化に取り組んでいく必要があります。

2. 釧路市のごみの課題

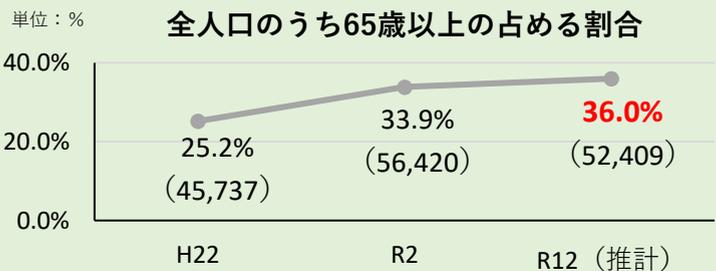
課題1 道内の主な都市と比べると釧路市はごみを排出する量が多い！ 中でも家庭から排出される廃棄ごみの量は最も多く出されている！



※廃棄ごみとは資源物以外の「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」のこと

課題2 超高齢社会（高齢化の進展）への対応

令和12年（2030年）には65歳以上の占める割合が36%まで達する見込みとなっています。今後、これまで以上にごみ出しが困難となる高齢者の増加が考えられることから安心してごみ出しができる仕組みづくりが必要となります。



(出典) 平成22年（2010年）は国勢調査による実績値、令和2年（2020年）は住民基本台帳による実績値※令和2年3月末時点、令和12年（2030年）は、「釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口推計値

課題3 市民・事業者・行政の協働

今後、更なる環境負荷の低減を図るため、釧路市が中心となり、市民や事業者が自主的にごみの減量・リサイクルに取り組むことができる環境づくりを進める必要があります。

課題4 大規模災害時に備えた廃棄物処理体制の整備

大規模災害発生時には、市民生活に必要な廃棄物処理体制を速やかに確保するとともに、災害発生前の状態に向けて一日も早く回復していけるよう体制の整備を行う必要があります。

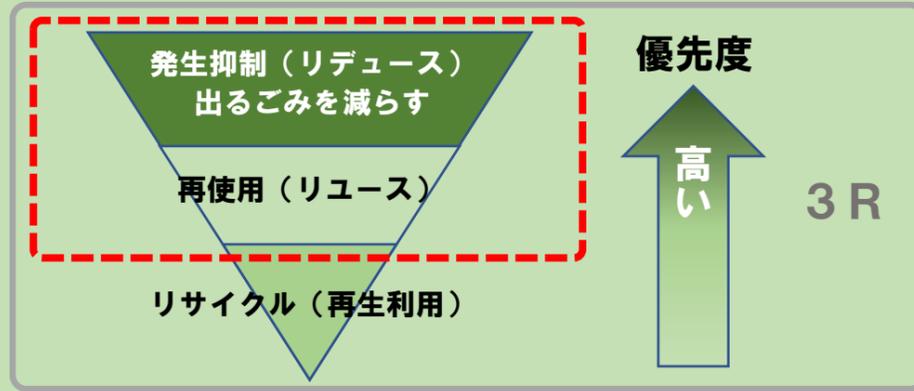


(出典) 環境省 災害廃棄物対策情報サイト D. Waste-Net

3. 次期計画の基本方針 ～4つの柱～

基本方針1 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進によるごみの減量

リサイクルの推進に向けた取り組みに加え、発生抑制・再使用への取り組みも併せて進めていきます。



ごみになる前の製品は、もともと天然の資源を使って作られています。紙やプラスチック・ガラス・金属などを大切に使用しなければ、将来、資源が足りなくなるかもしれません。リサイクルすることにより排出されるごみを再資源化し、有効に活用すると共に、限りある天然資源の使用を最小限にしていく取り組みがとて重要になっていきます。

【ケース1】 リサイクルの取組をしない場合



資源が循環されないため、資源を使い捨てている状態。環境への負荷がとても大きい。

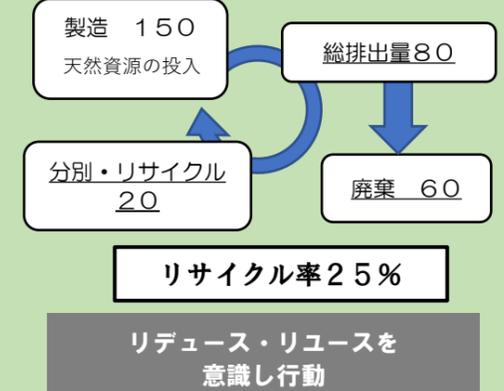
【ケース2】 リサイクルの取組を推進した場合



リサイクル率が上昇しても総排出量が増えた場合、環境への負荷は軽減されない。

【ケース3】 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の取組した場合

資源の使用とリサイクルに必要なエネルギーが減少するため環境への負荷が小さい。



基本方針2 分別・リサイクルの取り組み促進

更なる資源回収に向け市民が取り組みやすい環境づくりを進めていきます。

基本方針3 環境学習・環境教育の充実

環境学習や環境教育メニューの充実を図り、ごみの意識啓発に取り組んでいきます。

基本方針4 安心・安全なごみ処理事業の推進

高齢化の進展や災害時に対応した、安心・安全なごみの収集処理体制づくりを進めていきます。

4. 数値目標

①ごみ排出量

令和元年度（2019）比
6,260トン以上減量
(令和元年度実績 68,857トン)



②1人1日あたりの家庭系廃棄ごみ量

令和元年度（2019）比
25グラム以上減量
(令和元年度実績 568グラム)



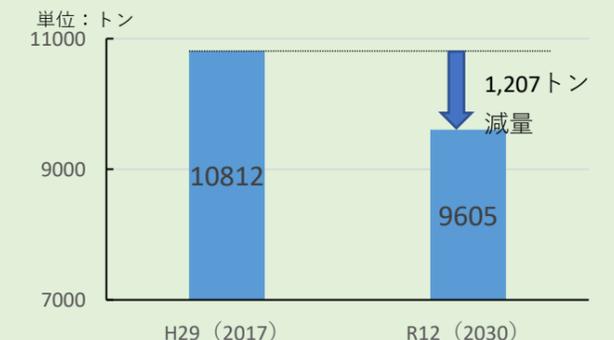
③リサイクル率

令和元年度（2019）比
6.93ポイント以上増加
(令和元年度実績 19.87%)



④埋立処分量（ごみの最終処分量）

平成29年度（2017）比
1,207トン以上減量



【参考】釧路地域循環型社会形成推進地域計画（平成31年3月に国から承認）

～モニター指標～

今後の施策の取組や見直しに数値の把握をしていく指標

・家庭から出る食品ロス量 ・可燃ごみに含まれる資源物の量

5. 基本施策

施策1 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に向けた取り組み促進

- 1-1 ごみ発生・排出抑制のための行動の実践
- 1-2 生ごみ減量の促進に向けた取り組み
- 1-3 リユース機会の提供
- 1-4 国や製造・販売業界への働きかけ



施策2 資源回収の促進に向けた取り組み

- 2-1 分別・排出ルールの周知・徹底
- 2-2 資源物の回収促進に向けた取り組み
- 2-3 未利用資源の活用検討



施策3 協働に向けた環境学習・環境教育の充実

- 3-1 環境学習・環境教育の充実
- 3-2 具体的な行動につなげる普及啓発の実施
- 3-3 分かりやすさに重点を置いた情報発信
- 3-4 環境美化の推進



施策4 事業ごみの減量・リサイクルの取り組み促進

- 4-1 事業者による自主的な取り組みの促進
- 4-2 適正排出指導の徹底

施策5 安心・安全なごみの適正処理の推進

- 5-1 高齢者などへの対応
- 5-2 不法投棄対策の強化
- 5-3 中間処理の充実
- 5-4 最終処分の計画
- 5-5 最終処分における環境への配慮
- 5-6 ごみ収集・処理業務の最適化
- 5-7 大規模災害に備えた取り組み
- 5-8 広域処理の推進



【生活排水処理部門】

1. 釧路市の生活排水処理の現状

令和元年度において行政区域内人口 166,573 人のうち、水洗化・生活排水処理人口は 157,355 人で、生活排水処理率は 94.5%となっています。引き続き生活排水処理率の向上を目指すため、公共下水道の事業計画区域においては、公共下水道への早期接続を促し、それ以外の区域においては合併処理浄化槽への転換を促す必要があります。

【現計画の目標数値】

	平成 24 年度 基準値	令和元年度 実績値	令和 2 年度 目標値
生活排水処理率※	93.6%	94.5%	93.7%

※ 生活排水処理率は、計画処理区域内人口のうち「水洗化・生活排水処理人口（合併処理浄化槽の人口と下水道の接続人口）」の割合を示します。

2. 本計画の目標

本計画では、「生活排水処理率」について、次のとおり目標を設定します。

【生活排水の処理目標】

	令和元年度 実績値	令和 12 年度 目標値
生活排水処理率	94.5%	94.9%

3. 生活排水処理の取組の方向性

【理念・目標】 恵みと循環。未来へつながる水環境の保全

【基本方針】 公共下水道の事業区域内においては、未水洗化世帯に対し公共下水道への早期接続を促します。

下水道などの集合処理が適さない地域は、合併処理浄化槽の設置促進を図り、単独処理浄化槽を設置している世帯等には合併処理浄化槽への転換促進を図ります。

【施策の展開】 下水道を所管する部署と連携し未水洗化世帯への下水道接続及び合併処理浄化槽設置を促進します。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

浄化槽法に基づく浄化槽の検査について、未受験者への指導や受検結果等に基づく放流水質改善の指導を行います。

し尿や浄化槽汚泥の適正な収集・処理体制を持続します。

生活排水処理対策の必要性について啓発活動を進めていきます。

釧路市一般廃棄物処理基本計画（概要版）

令和3年3月発行

【ごみ処理部門】

釧路市市民環境部 環境事業課

〒085-0001 釧路市古川町28番地

T E L 0154-24-4146

【生活排水処理部門】

釧路市市民環境部 環境保全課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

T E L 0154-31-4535